制限付一般競争入札の参加方法

この入札は、参加要件を全て満たせば、参加を希望する者は自由に参加できる、入札書は持参ではなく郵送する、予定価格(上限)が公表されている、入札結果をHP上で公開するなど、しくみや手順などについても従来の指名競争入札とは異なります。また、参加を希望しない場合においては、辞退届を提出する等の手続きは一切必要ありません。(入札を希望する場合のみ入札書を送付するなどの必要があります。)

以下に全体の流れをまとめていますのでご確認ください。(3番以降の「クリックしてください」はこのページからはリンクしていませんので、明石市ホームページ「入札コーナー」にある、それぞれの部分をクリックしてご覧ください。)



郵送直前に、当該物品に関 5 入札情報 する質問回答を確認 入札カレンダー(公告日・開札日) 各部門の年度をクリックしてご覧ください。 部門 前年度 今年度 設計図書等に関する質問回答 電子入札案件の質問回答は 入札情報サービス(外部サイトヘリンク)の各案件の 工事 令和4年度 令和5年度 入札公告詳細の「添付書類欄」に掲載します。 電子入札案件の質問回答は 入札情報サービス(外部サイトヘリンク)の各案件の コンサルタント業務 令和4年度 令和5年度 入札公告詳細の「添付書類欄」に掲載します。 **▼№** 質問回答(5月18日) (PDF: 2 クリックしてください 令和4年度 PDF 質問回答(5月31日)(PDF:103KB) 令和4年度 令和5年度 ※仕様書の解釈等について、見積りに影響があるような重要な内容が 含まれていることがあります。**財務室契約担当に到着した入札書は、** 全て回答日の午後1時以降に確認後記入されたとみなされますの で、入札書の記入、郵送前には必ずご確認ください。 提出書類をダウンロード 6 提出書類等様式 し、記入・押印 提出書類のダウンロードができます。 内容等を確認のうえ担当者の指示にしたがって提出してください。 • 提出書類等様式 クリックしてください 提出書類をそろえて封筒 ※ 締切日必着ですのでご注意ください。 7 ※ 入札書を、参加申請書と共に<mark>角2封筒等のA4サイズが折らずに入</mark> に入れ、提出期間内に書留 <mark>るものに封入</mark>し、封筒の表面に<mark>宛名ラベル(指定様式)</mark>を貼り付けて 等郵便局が配達した事実 の証明が可能な方法にて ください。(公告文で提出を求められている場合には納入実績調書、 財務室契約担当まで郵送 契約書等の写しも同封してください。) 「参加確認書」を財務室契 ※ 7の郵送後すぐに、受領証(お客様控え)を貼付して FAX 8 約担当に FAX (078-918-5153) LTCK 20009 結果を確認 入札カレンダー(物品) 令和5年度 開札日 公告日 4月11日(火曜日) 4月27日(木曜日) 郵便 4月24日(月曜日) 5月18日(木曜日) 5月10日(水曜日) 5月26日(金曜日) 郵便 郵便 5月17日(水曜日) 郵便 6月2日(金曜日) 郵便 郵便 5月23日(火曜日) 6月8日(木曜日) 仕様書訂正あり 6月6日(火曜日) 郵便 6月22日(木曜日) 7月4日(火曜日) 7月20日(木曜日) クリックしてください 7月11日(火曜日) 7月27日(木曜日) ※ 審査終了後、落札者には直接電話にて連絡します。

流れは以上となります。

次ページより、公告文が表示されますので引き続きご確認ください。

明 石 市 長 丸谷 聡子 (公印省略 財務室契約担当)

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札(郵便方式)を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び明石市契約規則(平成5年規則第10号)第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

- 1 対象物品
- (1)物品番号 2024801004
- (2)物 品 名 小型動力ポンプ付積載車(ワンボックス型)
- (3)納入場所 明石市藤江924番地の8 明石市消防局
- (4)物 品 概 要 小型動力ポンプ付積載車(ワンボックス型) 1台
- (5)納 期 限 令和7年3月31日 ※「物品仕様書 その他特記事項」を確認のこと
- 2 入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当する者)
- (1)明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)の物品の製造・売買の部に、契約の種類が 車両 で登録されていること。
- (2) 平成31年4月1日から令和6年4月30日までの間に国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)の発注に係る「消防活動機能を有する緊急自動車」を元請として納入完了実績を有すること。(消防活動機能を有する緊急自動車用のシャシのみの契約実績は含まない。)
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。 ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
- (6)明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、 参加資格を失うものとする。
- (7)公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (8) 仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。
- 3 仕様書についての質問及び回答
- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリ(078-918-5153)により財務室契約担当へ質問書(指定様式)を提出してください。

令和6年5月21日 から 令和6年5月28日 午後1時 まで

(2) 質問に対する回答

令和6年5月30日 午後1時 から明石市ホームページ(入札コーナー)において公表します。

- 4 入札参加申込み
- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封入し、封 筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けて郵送してください。
 - ア制限付一般競争入札参加申請書(指定様式)
 - イ 入札書(指定様式)
 - ウ 納入実績調書(指定様式)及び実績が分かる契約書等(写)
 - ※様式は変更になる場合がありますので、明石市ホームページ (入札コーナー) 「提出書類等様式」より最新のものをご利用ください。
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等(簡易書留も可)の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
 - ア 令和6年5月30日 午後1時 に、明石市ホームページ(入札コーナー)に設計図書等に対 する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。
 - イ 提出期限は、 令和6年6月4日 (財務室契約担当必着)です。
- (3)入札に参加を希望する者は、郵便物提出日中に、<u>財務室契約担当へ制限付一般競争入札参加確認書</u> (指定様式)をファクシミリ(078-918-5153)により提出してください。

- 5 開札日時及び場所
- (1) 日 時 令和6年6月6日 午前9時42分 (予定) ※開札状況により前後します。
- (2) 場 所 804会議室
- 6 入札保証金

免除

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等する場合がある。

8 消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください。 (税抜で記載) 契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。 なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

9 予定価格(税抜)

9,090,000 円

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、無効とします。

10 暴力団排除に関する誓約書の提出について(契約締結時の注意事項)

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、 入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置(3ヵ月)を行います。

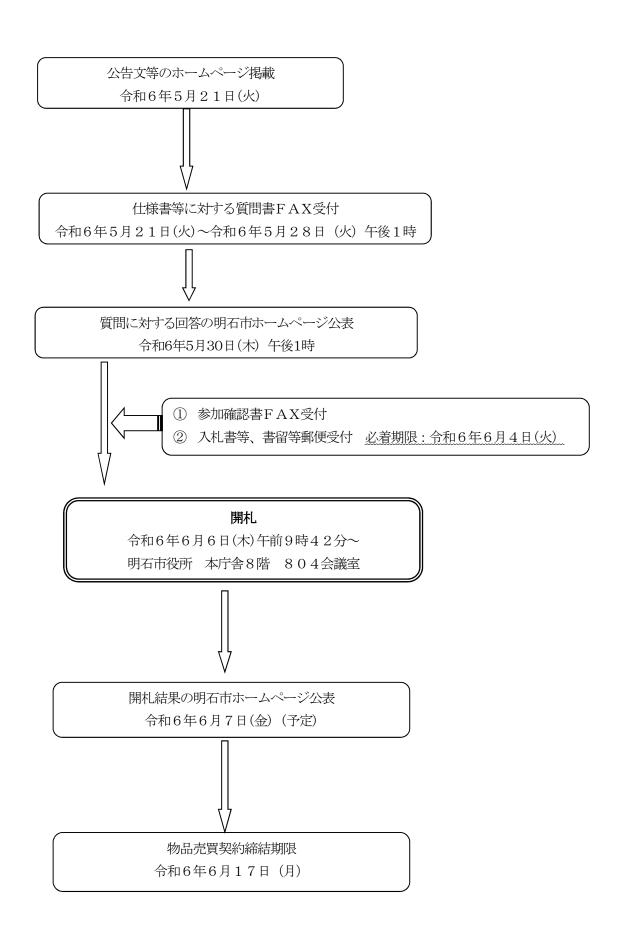
11 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市物品売買契約約款、明石市製造請負契約約款、応募案内、入札のしおり等 については、財務室契約担当及び明石市ホームページ(入札コーナー)において閲覧することができ ます。

- 12 入札に関する条件
 - (1) 入札書が所定の日時までに到着していること。
 - (2)入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - (3)入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
 - (4)入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されてないこと。
 - (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。
- 13 無効とする入札
 - (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
 - (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
 - (3)入札に関する条件に違反した入札
- 14 資格審査及び落札決定について
 - (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加要件について事後審査を行います。
 - (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
 - (3)入札結果は、明石市ホームページ(入札コーナー)にて掲載します。
- 15 その他
 - (1)明石市法令遵守の推進等に関する条例(平成22年条例第4号)に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
 - (2) この物品の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ(入札コーナー)掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で、申し込んでください。
 - (3)提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この物品の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ(入札コーナー)掲載の「制限付一般競争入札の応募案内(物品 郵便方式)」を確認した上で、申し込んでください。

- (4)入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 最低価格入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。 この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札 参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (6) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加 する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認 することがありますので、ご留意ください。

制限付一般競争入札(郵便方式)の事務の流れ



○制限付一般競争入札等におけるQ&Aについて

入札参加希望者は、必ず事前に明石市役所ホームページの「入札コーナー」に掲載している制限付一般競争入札の「応募案内」、「Q&A」の内容をご確認ください。(随時更新を行っておりますので、最新のものをご確認ください。)

〇同額応札(くじ引きの執行)があった場合の取扱いについて

平成20年1月31日の開札分より、<u>郵便方式</u>において同価の入札があった場合の くじの執行方法を下記のとおり変更しています。

くじの対象となった同価の入札をした者の資格審査を、封筒に同封された提出書類を含めて、くじを執行する前に行い、入札参加要件を満たすと決定した「有効な同価の入札者」を対象にくじを執行します。

くじの執行についての電話連絡を、①「有効な同価の入札者」に対しては、くじの 執行日時、②「無効な同価の入札者」に対しては、入札が無効となった理由(くじに 参加できない理由)及び入札結果に無効の理由が表記されることを伝えます。

「有効な同価の入札者」によるくじの執行に際しては、代表者あるいは代表者からの委任状を持った代理人の出席が必要となります。なお、指定した日時に代表者等が出席できない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が代理人となりますので、ご留意ください。(くじの辞退はできません。)

○ 暴力団員等に該当しない旨の確認手続きについて

平成27年7月1日以降、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には契約締結期限までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」の提出が必要となります。提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止(3か月)を行います。

〇明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は 税務室納税課 TEL(078)918-5016 までお願いします。

※その他、公告文記載内容を充分にご確認ください。

| | | | | | 4 | 勿 品 | 仕, | 様 | 書 | | | | | | | |
|--------------|-------------|----------|------------|--------------------------------|------|-----|------|---------|-----|-----|-----|------|--------|------|-----|--|
| 品名 | | | | 小型動力ポンプ付積載車 (ワンボックス型) 数量 1式 | | | (1台) | | | | | | | | | |
| 発注課 消防局 | | 防局 | 5 糸 | 総務課 | 担当者 | Ę | 野川 | | 連絡先 | 는 (| 0 7 | 8) | 918 | -52 | 7 4 | |
| 納品場所 明石 | | 明石 | 古市原 | 下 9 2 | 4番地の | 8 | 納 | 期 | 2 | 令和 | 7年 | 3月 | 3 1 日 | (月 |) | |
| | | | 別 | 紙仕様 | いとお | り | | | | | | | | | | |
| 規 | 格 | ζ. | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | メー | カー | | 型 | : | 番 | | É | 1 | | その他 | ı | |
| | | | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| メーカ・ | 一等 | 。 の | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 指定があ 記入する | る場 | 合 | 3 | | | | | <u></u> | | | | | | | | |
| ロロノマットの | <u>.</u> Ε. | <u> </u> | 0 | 4 | | | | | | | | \ | | | | |
| | | | 5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | V | 3 あり | 内 | 容(| 仕様 | 書の | とおり |)) | 米安 | 女量 (| , , | 1台 |) | |
| 引取物品 | の有無 | 「無 | |] なし | | | | | | | | | | | | |
| | | | • 本 | 件にかれ | いる予算 | につい | いて、 | 市議 | 会で | 火年 | 度へ | の繰 | 越承認 | がされ | た | |
| | | | 時は | 、納期を | を令和7 | 年9月 | 30 ⊨ | () | 火)ま | でと | こする | る納期 | 延長る | を行うう | 产定 | |
| その他特 | 記事 | 項 | であ | る。なお | さ、この | 場合、 | 納期 | 延長 | に伴 | う経 | 費の | 変更に | は行わ | ないも | のと | |
| | | ŗ | する | 0 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和6年度

小型動力ポンプ付積載車仕様書 ワンボックス型 (明石市消防団 西明石班)

明石市消防局

目 次

| 第1章 | 総則 | 1 |
|-----|-----------|---|
| 第2章 | 承認及び検査 | 2 |
| 第3章 | 購入台数及び納期等 | 3 |
| 第4章 | 仕様 | 4 |
| 別表 | 取付品及び附属品 | 9 |

小型動力ポンプ付積載車仕様書

第1章 総則

- 1 この仕様書は、明石市消防局(以下「発注者」という。)が発注する小型動力ポンプ付積載車(以下「車両」という。)の規格、艤装、附属品、検査等について必要な事項を定める。
- 2 車両本体、艤装材料、装備品、積載品等は発注者が支給するものを除き、全て新規 製品を使用するほか、本仕様書記載のもの又はそれ以上の性能、機能を有するもので なければならない。
- 3 本仕様書に記載する事項の解釈は、全て発注者の解釈によるものとする。疑義が生 じた場合及び細部については発注者に連絡のうえ、承諾又は指示を受けること。
- 4 艤装等に使用する原材料や物品は、環境にやさしい物を使用するとともに、艤装などにおいて出た廃材などは適切に処分すること。また、艤装等は、十分な強度、安定度を有し、耐久性、耐食性に優れたものとし、清掃、点検及び修理等が容易に行えるものであること。
- 5 車両はこの仕様書に定めるものの他、「道路運送車両法」(昭和 26 年法律第 185 号)、 「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)及び「動力消防ポンプの 技術上の企画を定める省令」(昭和 49 年自治省令第 35 号)並びに排出ガス規制に係 る全国の都道府県条例等、その他関係法令に全て適合し、緊急車両として承認が得ら れるものとする。
- 6 車両は小型動力ポンプ(以下「ポンプ」という。)及び附属品を安全確実に積載でき、ポンプの積み下ろしに際し容易に操作ができること。また、走行中の振動その他により、移動又は破損等が生じないよう堅固な構造で軽量、耐久性に富み、災害活動現場での使用に耐え、速やかに消火活動等ができる構造とする。なお、長距離走行等に起因する振動による金属疲労に十分に配慮すること。
- 7 登録時に必要な自動車重量税印紙、自動車損害賠償責任保険証明書及びリサイクル 券は、受注者が用意するものとする。自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び リサイクル料は、受注者が負担し、発注者に別途請求するものとする。ただし、登録 等に係るその他一切の諸経費については契約金額に含むものとする。

第2章 承認及び検査

1 受注者は、契約締結後、発注者と製作に関する詳細な協議を行い、その結果に基づき、次項に掲げる図書等を契約後1か月以内にA4ファイル綴りにして提出し、承認を受けた後に製作に着手しなければならない。

ただし、契約金額明細書は、契約後速やかに提出するものとする。

2 提出図書等

(1) 受注者は、製作に先立ち次に掲げる図書を提出して発注者の承諾を得るものとする。

ア 製作承認図〔車体艤装5面図〕 3部(1部は承認後返却)

イ 製作工程表 1部

ウ 契約金額明細書 1部(契約後、速やかに提出)

エ資機材メーカー及び型式一覧表1部オ上記ア〜エのデータCD1枚

カ その他発注者が指示するもの

(2) 受注者は、納入時に次に掲げる図書を提出するものとする。

ア責任保証書〔艤装関係〕1部イ日本消防検定協会受託試験済証1部ウ車両取扱説明1部エ車両整備書1部オ各種装備品取扱説明書1部カ外注物品先一覧表1部

(品名、数量、会社名、所在地及び電話番号、緊急時連絡先)

キ その他発注者が指示するもの

(3) 受注者は、車両の製作中、諸般の事由により本仕様書及び承認図に係る微細な変更があるとき又は疑義が生じたときは、速やかに発注者へ連絡のうえ、承認又は指示を受けなければならない。

3 検査

(1) 検査は、中間検査及び完成検査とし、本仕様書及び製作承認図、動力ポンプの 規格に基づき実施する。

ア 中間検査

検査は、塗装工程前に施工の場所において発注者検査員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は20日前までに検査申請書を発注者に提出するものとする。

イ 完成検査

検査は、発注者の指定する場所において行う。

受注者は、納入期限の約3週間前までに検査日を発注者へ連絡し、発注者検

査員の検査を受けるものとする。

- (2) 完成検査において、不備指摘事項が発生した場合は、完全整備の後、納入期限までに再検査を受けなければならない。
- (3) 上記のほか、製作途中において、確認又は検査を実施することがある。

4 補則

完成車両の保証期間は、納入後1年間とする。ただし、保証期間以後であっても、 設計不良、施工不良等により不都合が生じた場合は無償で部品の取替修理を行うこと。

第3章 購入台数及び納期等

- 1 購入台数、納期及び納入場所は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 購入台数 1台 「明石市消防団 西明石班」
 - (2) 納 期 令和7年3月31日(月) (ただし、本件に係る予算について、市議会で次年度への繰越承認がされた時 は、令和7年9月30日(火)までとする納期延長を行う予定である。)
 - (3) 納入場所 明石市藤江 924 番地 8 明石市消防局
 - (4) 発注課 明石市消防局 総務課 消防団担当(担当:三木・野川)
 - (5) 連絡先 電話 078-918-5274 (直通)
 - (6) 支払い 車両納入後

2 納入時の点検整備等について

- (1) 納入に際しては、車両及び資器材の各部について点検整備を行うこと。
- (2) 納入時には、燃料を満量にしておくこと。
- (3) 納入後、発注者の指示する日程で、シャシ及び主要備品等の取扱説明を行うこと。また、今後点検や運用などに備え取扱説明書等を作成し、発注者へ提出すること。

第4章 仕様

1 車両等

各車両は消防団活動に必要な装備及び附属品等の積載装置を設け、迅速かつ効果的な活動が行える構造とし、堅牢で耐久性に富み点検整備が容易であること。

(1) 使用シャシ、原動機の概要

当該車両に使用するシャシは、次に定める規格に適合し、かつ本仕様書に記載する装備品、積載品を装備するに最も適したシャシであること。

- ア キャブオーバー・ワンボックス (5ドア)
- イ 二輪駆動 ガソリンエンジン 2,000cc クラス
- ウ 変速機 オートマチックトランスミッション
- エ 乗車定員は、定員分のシートベルトを備えた6名以上とすること。
- オ タイヤ LTタイヤ以上の負荷能力を有し、車両運用に対応可能なもの。
- カ 車両の外寸は、全長 4,800mm以下、全幅 1,700mm以下、全高 2,300mm以下、床面地上高 630mm以下であること。なお、全長については、発注者と十分協議を行うこと。

(2) その他装備品及び附属品等

パワーステアリング、運転席及び助手席エアバッグ、集中ドアロック、アンチロックブレーキシステム、ラジオ (AM/FM)、エアコン、サンバイザー(運転席、助手席)、ドアサイドバイザー、フロアーマット、泥除け(全輪)、バックアイカメラ(ミラー型モニター)、ドライブレコーダー、スペアタイヤ、スペアキー(エンジンスタートできるもの2本)、三角表示板、タイヤチェーン、ジャッキ等(車載標準工具)、ポンプメンテナンス用工具、及び別表に掲げるもの。

2 艤装等

- (1) キャブの艤装
 - ア 乗降用安全手摺り及びステップを取り付けること。
 - イ 各座席には防水用カバーを取り付けること。
 - ウ 後部座席は折りたためるシートとすること。
 - エ 後部座席前に握り棒を取り付け、S字フック5個以上取り付けること。また、助手席後部または握り棒に、B4サイズの書類(厚さ約1cm)が2冊以上入る取り外し可能な袋を取り付けること。(後部座席折りたたみに影響がないようにすること。)
 - オ キャブ内取付機器の配線は、切損防止のため移動、垂れ下がりのないようコル ゲートチューブ等で被覆し、確実に固定のうえ、極力目立たない部分に配線す ること。また、外部取付機器配線のキャブ内引き込みは、雨水等が侵入しない よう十分な防水処理を施すこと。
 - カ キャブ内の座席部分と荷台部分を、後部視認可能で丈夫かつ防水機能のある板

またはシート等(以下「仕切り板」)で仕切り、荷台からの排気ガス等がキャブ 内に容易に流れないように処置すること。

- キ 仕切り板前方、後部座席後方に資機材置場として床面にアルミ縞鋼板(以下「縞鋼板」)を張り、後部座席側がホース等の水により浸水しない構造とすること。
- ク 後部座席後方と仕切り板との間の左側に2段式のホース (65mm ホース4本が 収納できる幅)を積載できる棚を設置し、樹脂製すのこ板を敷くとともに有効 な水抜き穴を設けること。また、縞鋼板、アルミ製メッシュ状の板等 (以下「メッシュ板等」)で棚の後方に壁を設けること。
- ケ 上記クのホース積載棚の2段目は後部座席を折りたたむことなくホース取り 出し可能な位置とする。
- コ 後部座席後方と仕切り板との間の右側に縞鋼板、メッシュ板等で壁及び床面資機材置場を設置し、車止め、ホースブリッジ、伸縮式カラーコーン2個、担架、 剣先スコップ、金テコ、三角表示板及び消火器を下部及び壁面に取り付ける装置を設置する。また、後部座席と壁面の間に防火衣等を吊るすスペースを確保する。(車止めは右側スライドドアを開けて取り出しやすい位置とする。ホースブリッジは後部座席下に収まる場合は後部座席下に置くだけで可とする。)
- サ 上記ク及びコの壁面は同じ高さで連結または一枚の形状とすること。
- シ 上記コの最上部にアルミ製パイプ及び板等で自由に使用可能な棚(奥行 30 cm 程度)を設置し、棚の前部又は下部に防火衣、ヘルメット等をかけることができるフックを5個以上、また上記コの壁面上部にもフックを5個取り付けること。
- ス 車両後方の視界確保のためバックモニターを設置し、バックアイカメラを車両 後部に取り付けること。
- セ 運転席及び助手席から見やすい位置に車両情報表示板を設置すること。
- ソ 消防団章をキャブフロント中央部に取り付けること。
- タ 室内灯は LED 式とすること。

(2) 資機材収納部(荷台部)の艤装

- ア 荷台床面には縞鋼板を張り付け、防水加工をするとともにポンプの排水が床面、 左右壁面及び仕切り板側に溜まらない形状とすること。
- イ 荷台左側の壁面にはメッシュ板等を張り資機材を設置できるようにする。
- ウ 荷台左右に資機材を設置、収納するための収納庫(高さは他の資機材配置と調整、幅はポンプ積載装置幅と調整)を縞鋼板で設置し、上部及び車両後方から取り出せる蓋(右側後方の蓋は必要無し)を設置すること。また、収納庫内の清掃を用意にするため左側前方(後部座席側)にも蓋を設けること。右側収納庫は仕切り板までの長さとする。
- エ 左側収納庫内にとび口2本を収納できるようにし、右側収納庫には吸管用資機 材(枕木、スパナ、消火栓媒介金具)を収納できる装置を取り付けること。(吸 管用資機材は右側壁面に設置も可とするが、吸管取り出しに影響の無い位置とす

る。)

- オ 資機材等を置く、または隊員が荷台内で作業をするために、上記工の収納庫の間で水平の高さに縞鋼板を展開できるようにし、その縞鋼板は、ポンプ積載時には仕切り板側に折りたためる構造とする。(折りたたみ時に確実に固定できるようにすること。)
- カ 荷台床面中央部分にポンプ積載装置を取り付けること。
- キ ポンプの排水で荷台及び座席側が浸水しないよう処置を行うこと。
- ク 荷台左側の壁面に、管そう2本、消火栓キー(明石市対応型)及びスタンドパイプを固定できるようにし、取り外し等の際に窓ガラスに干渉しないようにする こと。
- ケ 荷台左側上記ウの左側収納庫の上の仕切り板側にアルミ製パイプ及び板等で棚を設置し、下段に発電機を取り付けられるようにし、上段は自由に資機材等を 積載可能な棚とすること。
- コ 荷台左側上記ウの左側収納庫の上に、コードリール、管そうノズル2つ及び媒介金具を取り付けられるようにすること。(左側収納庫上部の蓋は常時使用しないため、蓋上に設置することも可とする。)
- サ 荷台右側の壁面に、伸縮梯子を取り付けられるようにすること。
- シ 荷台奥側にメッシュ板等を設置し、投光器及び投光器用三脚を固定できるよう にすること。(投光器の収納箱等は積載しない。)
- ス 荷台右側に吸管を設置し、吸管の出し入れの際に右側壁面の資機材及びガラス 面に影響のない場所で、ちりよけ籠等を取り付けた状態で固定できるようにする こと。また、吸管の上部、下部等で確実に固定できる装置、収納時のずれを防ぐ ガイド板及び床面に吸管の受けゴムを設置し、ポンプの出し入れに影響がないよ うにすること。
- セ 吸管出し入れ等でガラス面に直接資機材が接触しないように、メッシュ板等ま たは保護バーを設置すること。
- ソ 荷台で操作可能な荷台作業用のLED式照明を設置すること。なお、照明は作業者が眩しくない位置に取り付けること。また、荷台後方足元用の照明として後部ハッチバックドアにもLED式照明を設置すること。
- ター後部ハッチバックドアの下に、ドア開放時の視認用に反射テープを張ること。

(3) その他

- ア 走行中の振動などにより、各資機材が移動または破損等が生じないよう安全で 確実に固定できるようにすること。
- イ ポンプ用積載装置は、ポンプを荷台後部の中央部に積載できる構造とし、荷台 床面に引出し用レールを設け、積み下ろしが安全かつ容易にできる構造(スライ ド斜行式)であること。なお、可動式部分の始点、終点部の固定を確実にできる ストッパー(ストッパーレバーを明示するために蛍光テープ等を貼付)を設ける こと。

- ウ ポンプ用積載装置は、トーハツ、シバウラ防災製作所のどの型式でも積載可能 なマルチ式のものとし、積載ポンプの機種変更があっても、若干の積載装置手直 しで対応できる設計とすること。
- エ ポンプのバッテリー充電器として、自動充電器を積載するとともに、 自動車 バッテリーからポンプバッテリーへの親子充電の配線をすること。
- オ特殊艤装のヒューズ標示をすること。
- カ 電装品配線については、切損保護のため耐候性のモール、コルゲートチューブ 等で被覆し、確実に取り付けするとともに、両面テープ等を使用する場合におい ても耐候性が十分取られているものを使用すること。
- キ キャビン内 (後部座席付近) に AC100V (インバーター400W 以上) コンセントを 装備すること。
- ク 各資機材の配置については、資機材の形状等により配置困難な場合や利便性が 悪い場合は、別途協議する。

3 主要装置

(1) 警報装置

警報装置は、一般自動車が備えるもののほか次のものを備えること。

ア 電子サイレンアンプ

型式 パトライト製「SAP-520FBV」

出力 50Wタイプ

機能 サイレンスイッチ「ON」連動警光灯が作動すること。 (警光灯スイッチ単独でも可能であること。)

イ マイクロホン

音声合成機能 防火広報 (発注者と協議)

ウ 後退警報ブザー (スモールライト、ヘッドライトオンで減音)

(2) 灯火装置

灯火装置は、一般自動車が備えるもののほか次のものを備えること。

ア 散光式警光灯

型式 パトライト製「AZD シリーズ」スピーカー2個、取付足、標識灯付寸法 長さ1,100mm以上車幅以下

- イ 標識灯(散光式警光灯内に内蔵)
- ウ 前方特殊赤色点滅灯 (パトライト製 LPT-1M1-R) 一対
- エ ルーフ後方特殊赤色点滅灯 (パトライト製 AZF-M1LB-R) ※後方に配光

(3) 全自動バッテリー監視装置

車庫にてポンプ及び積載車バッテリーを充電できるよう、家庭用コンセント1 つの配線で100Vを供給できるようにすること。なお、コネクタはマグネット式で、 出動時に容易に取り外しができるものとし、車両右側面前方側又は車両前方運転 席側のバンパー部分に設置し、車両の長さ及び幅がシャシの標準サイズから変わらないように設置すること。(取り外し時は蓋が可能とすること。)

4 小型動力ポンプ

動力ポンプの規格に基づくB-3級以上の能力を有し、セル始動式、無給油式真空ポンプ付とし、カバーを附属すること。

5 車載型消防用無線傍受機

車載型消防用無線傍受機を旧車両から新車両へと積み替えること。また、積み替え作業は、発注者が指定する業者が作業を行うこととし、受注者は、契約締結後、速やかに発注者と設置業者に対し、積み替えについて調整を図るものとする。なお、積み替えにかかる費用は、受注者の負担とする。

車載型消防用無線傍受機の取り付け位置については、発注者と協議すること。また、オーディオパネル内に取り付けが不可能な場合は、セパレート金具 (ALINCO 製 EDS-23 及び EDS-20 相当) により取り付けるものとする。

6 車体塗装 (バンパー含む)

防錆措置を十分講じた後、朱色にて3回以上塗装すること。

7 記入文字

- (1) 車両の運転席及び助手席ドアに白色丸ゴシック体(約9 c m×約9 c m)で「明石市消防団 西明石班」と2段で記入すること。なお、右側面の文字は逆向き文字にせず左始まりとする。(車両サイズに合わせて別途調整)
- (2) 車両の標識灯の前面及び後面に、黒色丸ゴシック体で「西明石班」を記入すること。(後面記入不可の場合は前面のみとする。)
- (3) ポンプ、発電機及び消火器に、白色丸ゴシック体で「西明石班」を記入すること。

8 廃棄処分

旧車両1台及び資機材を廃棄処分とする。

- (1) 旧車両の抹消登録等は、受注者の負担と責任において処理すること。
- (2) 抹消登録完了後、速やかに当該抹消登録証明書の原本を発注者へ提出すること。
- (3) 旧車両の車体に表示してある名称等を消去し、引き渡し後において明石市に一切迷惑の及ばないように処理すること。なお、名称等消去後の写真を発注者に提出すること。
- (4) 旧車両の引渡しについては、発注者と協議すること。
- (5) 旧車両及び自動車検査証の有効期限西明石班車両(神戸800 さ 9879) 令和8年1月22日

別表 取付品及び附属品 (下記数量を付属すること)

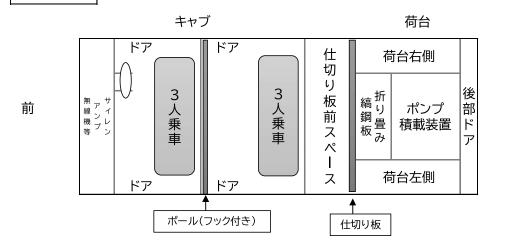
| No. | 品名 | メーカー・型式等 | 数量 |
|-----|--------------|---------------------------|----|
| 1 | 1. 刑私 ナユシ (デ | B-3級「トーハツ VF53BS」 カバー付 | 1 |
| 1 | 小型動力ポンプ | (記入文字:西明石班) | 1 |
| 2 | 散光式警光灯 | パトライト製「AZD-M1LYFR-RR-53N」 | 1 |
| 3 | 電子サイレンアンプ | パトライト製「SAP-520FBV」 | 1 |
| | 电リッイレンテンフ | 音声メッセージ 防火広報用付 (発注者と協議) | 1 |
| 4 | 後退警報ブザー | 夜間用解除スイッチ付 | 1 |
| 5 | バックアイカメラ | ミラー型モニター | 1 |
| 6 | 自動車用消火器 | ABC 粉末消火器 20 型 | 1 |
| | | (記入文字:西明石班) | 1 |
| 7 | 車輪止め | ゴム製品(2 個一対) | 一式 |
| 8 | タイヤチェーン | | 一式 |
| 9 | 標識灯 | 散光式警光灯一体型 | 1 |
| 10 | 赤色点滅灯(前部) | パトライト製「LPT-1M1-R」(2個一対) | 一式 |
| 11 | 赤色点滅灯(ルーフ後方) | パトライト製「AZF-M1LB-R」 | 1 |
| 12 | 作業灯 | 荷台及びハッチバックドア設置 LED 方式 | 2 |
| 13 | 軽量吸管 | 75 mm×6m 国検品 | 1 |
| 14 | 吸管ストレーナー | 75 mm用 | 1 |
| 15 | 吸管ちりよけ籠 | 75 mm用 | 1 |
| 16 | 吸管枕木 | | 1 |
| 17 | 吸管ロープ | 径 10 mm×15m | 1 |
| 18 | 吸管スパナ | | 1 |
| 19 | 吸管バンド | ナイロン製 灰色 | 1 |
| 20 | 消火栓媒介金具 | 75 mmメスネジ×65 mm差込メス | 1 |
| 21 | 消火栓開閉金具 | 明石市対応型(日之出水道機器製) | 1 |
| 22 | 管そう | 65 mm背負いバンド付アルミ合金製 | 1 |
| 23 | ノズル | 可変噴霧 21 型 | 1 |
| 24 | 管そう | 50 mm背負いバンド付アルミ合金製 | 1 |
| 25 | ノズル | 可変噴霧 21 型 | 1 |
| 26 | 伸縮梯子 | アルインコ製 スーパーラダー「SL-400」 | 1 |
| 27 | とび口 | 長さ1.8m | 2 |
| 28 | 剣先スコップ | | 1 |
| 29 | 金テコ | 800 mm | 1 |
| 30 | ホースブリッジ | 2個一対 | 1 |
| 31 | 媒介金具 | 65 mm×65・50 mmマルチ2口 | 1 |
| 32 | ※雪機 | ホンダ EU9i | 1 |
| 54 | 発電機 | (記入文字:西明石班) | 1 |

| No. | 品名 | メーカー・型式等 | 数量 |
|-----|-------------|---------------------------------|----|
| 33 | 投光器 | 三脚付移動用照明灯 LEVX-10S | 1 |
| 34 | コードリール | 30m (防滴) | 1 |
| 35 | スタンドパイプ | 町野式/軽合金製引上げ単口/60cm以上 | 1 |
| 36 | 担架 | ポールストレッチャー モデル 108-AF | 1 |
| 37 | 金属製燃料携行缶 | 10L 缶(消防法適合品) | 1 |
| 38 | 消防団章 | 車両前部中央台座取付 | 1 |
| 39 | 防水シート | 厚手 3.6×5.6 | 1 |
| 40 | 泥除けゴム | 全輪取付 | 一式 |
| 41 | スペアタイヤ | ホイル付 | 1 |
| 42 | フロアーマット | | 一式 |
| 43 | ドライブレコーダー | KENWOOD DRV-355 (microSDHC 32G) | 1 |
| 44 | ホース漏水止めバンド | | 2 |
| 45 | カラーコーン | 伸縮式 | 2 |
| 46 | カーエアコン | 純正品 | 1 |
| 47 | カーラジオ | 純正品 (AM/FM付) | 1 |
| 48 | サイドバイザー | 前ドア用(運転席、助手席) | 一式 |
| 49 | 三角停止表示板 | | 1 |
| 50 | 工具 | 車両標準 ジャッキ含む | 1 |
| 51 | 工具 | ポンプメンテナンス用 | 1 |
| 52 | 全自動バッテリー充電器 | 10mコード付 | 1 |
| 53 | ポンプ洗浄及びメン | TOHATSU 「RC ホッパー75」 | 2 |
| 99 | テナンス用品 | | Δ |
| 54 | スペアキー | エンジンスタートできるもの | 2 |
| 55 | 補修用塗料 | 150ml 程度 | 1 |

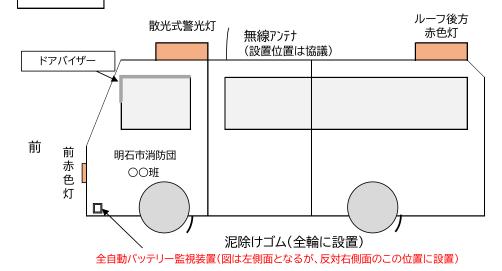
備考

- 1 メーカー及び型式の記載物品以外の物品を納入しようとする場合は、同等品以上であることを事前に発注者に連絡し承認を得ること。
- 2 装備品の設置場所(取付位置)については、発注者と十分に協議を行うこと。

平面図



左側面図



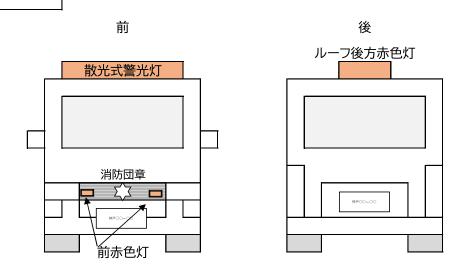
後

後

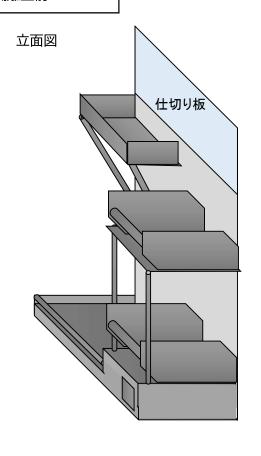
右側面の文字は逆向き文字にせず左始まりとする。

全自動バッテリー監視装置を車両右側面又は車両前 大車転席側に設置するこ

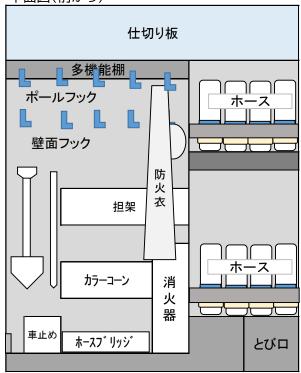
前後面図



隔離壁前スペース

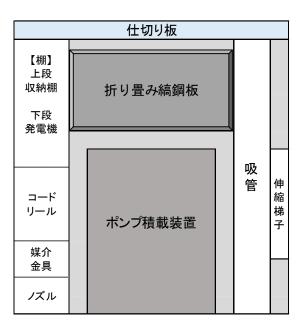


平面図(前から)

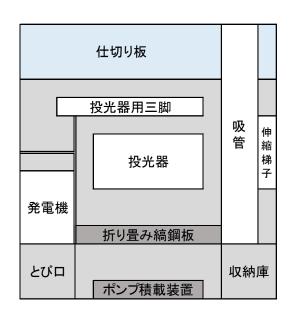


荷台スペース(平面図)

平面図(上から)

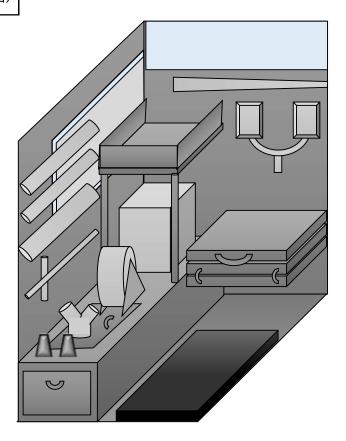


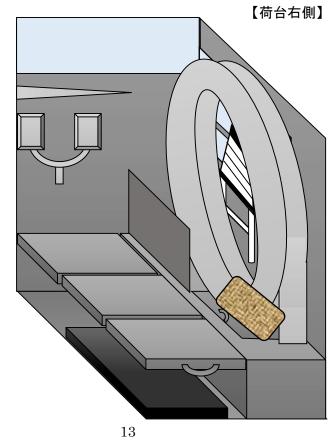
平面図(後方から)



荷台スペース(立面図)

【荷台左側】







晒明石

番号

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害 賠償責任保険契約が締結されていることを証明しまれて

| ' <u> </u> | <u>cualités. Tallingualli de comment el perconne, menon el perconne, en c</u> | | | |
|--|--|----------------|-----------------|-------|
| 自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 | (2015年) 1987年 - 1987 | 自動車の 種 別 | 緊急 | |
| (車台番号) | 自令和6年以7月18日 | 使用の本拠 の所在地 | 兵庫県 | |
| 保険期間 | 至令和8年2月28日 | 保険料 | ¥ | 7,470 |
| 保険契約者の | ・ | | 黎和 黎納年月世 | |
| 異動事項 | | 令和 (| 5年 12月 5日 | |
| 管轄店名 及び 所在地 | 損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区四新福1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 中日9時~17時 者 | 全级类 E68040(| 00 | |

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。 ホームページアドレス(https://www.sompo-japan.co.jp/)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

< 登録情報処理機関報告契約>

自賠責保険についてのご案内

■白賠責保険(自動車損害貼. 責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者^{*}または運転者)が損 害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められていま

| | 損害の範囲 | 支払限度額(被害者1名あたり) |
|----------------|-----------------------|--|
| 傷害による損害 | 治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料 | 最高120万円まで |
| 後遺障害による損害 | 逸失利益、慰謝料等 | 神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき・最高4,000万円 随時介護のとき・最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで |
| 死亡による損害 | 葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族) | 最高3,000万円まで |
| 死亡するまでの傷害による損害 | (傷害による損害の場合と同じ) | 最高120万円まで |

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事 故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

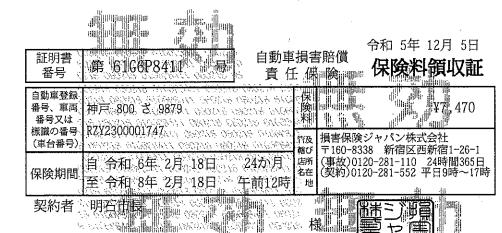
自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請 求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受 保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
- ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
- ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)
- また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)



上記保険料を領収いたしました。

[A券] 預託証明書(リサイクル券)

| リサイクル券番号 | 0401-1063-9000 |
|----------|----------------|
| 車台番号 | RZY2300001747 |
| 車名 | トヨタ |

财団法人 自動車リサイクル促進センター

2006年 1月18日発行 事務処理番号: 1-101692800108<4>



神中800 + 98-79

| シュレッダーダスト料金 | ¥4, 510 |
|-------------|-----------|
| エアバッグ類料金 | skololok |
| フロン類料金 | sjojojoje |
| 情報管理料金 | ¥130 |
| 預託金額合計 | ¥4, 640 |

※本券(A券)は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。 ※料金欄で「******」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

| リサイクル券番号 (移動報告番号) | 0401-1063-9000 |
|----------------------|----------------|
| 車台番号 | RZY2300001747 |
| 車名 | ► F∃タ |
| 預託金額 | ¥4,640 (消費稅込み) |

※本券(B券)は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

月 日 引取日: <引渡者> 氏名·名称 <引取業者> 登録番号 印 氏名・名称 事業所名称

在 地 TEL.

- <受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

| ノサイクル券番号 | 0401-1063-9000 |
|-----------------|----------------|
| 車台番号 | RZY2300001747 |
| 車 名 | トヨタ |

| 受領 | ¥480 |
|----|---------|
| 金額 | (消費税込み) |

自動車リサイクル促進センター

2006年 1月18日発行 事務処理番号: 1-101692800108<4>

明石市消防団 西明石班 車両写真

1 前面



2 後面



3 右側面



4 左側面

